【 公 開 用 】

令和７年第３回伊達市議会定例会付議事件

議案第１号　専決処分の承認を求めることについて
（令和７年度伊達市国民健康保険特別会計補正予算（第１号））
議案第２号　教育委員会委員の任命について
議案第３号　教育委員会委員の任命について
議案第４号　北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
議案第５号　伊達市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
議案第６号　伊達市及び有珠郡大滝村の廃置分合に伴う地域自治区の設置に関する協議により定められた事項を変更する条例の一部を改正する条例
議案第７号　伊達市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例
議案第８号　伊達市行政財産使用料条例の一部を改正する条例
議案第９号　伊達市印鑑条例の一部を改正する条例
議案第10号　令和７年度伊達市一般会計補正予算（第４号）
議案第11号　令和７年度伊達市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）
議案第12号　令和７年度伊達市介護保険特別会計補正予算（第１号）
議案第13号　令和７年度伊達市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
認定第１号　令和６年度伊達市一般会計歳入歳出決算
認定第２号　令和６年度伊達市国民健康保険特別会計歳入歳出決算
認定第３号　令和６年度伊達市介護保険特別会計歳入歳出決算
認定第４号　令和６年度伊達市霊園特別会計歳入歳出決算
認定第５号　令和６年度伊達市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
認定第６号　令和６年度伊達市水道事業会計決算
認定第７号　令和６年度伊達市簡易水道事業会計決算
認定第８号　令和６年度伊達市公共下水道事業会計決算
報告第１号　令和６事業年度株式会社伊達観光物産公社事業報告書及び財務諸表について
報告第２号　令和７事業年度株式会社伊達観光物産公社事業計画及び予算について
報告第３号　令和６年度伊達市一般会計継続費精算報告書について
報告第４号　健全化判断比率及び資金不足比率について

議案第１号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和７年９月９日提出

伊達市長　堀　井　敬　太

別紙

専決処分書

地方自治法第１７９条第１項の規定により、次のとおり専決処分するものとする。

令和７年７月10日

伊達市長　堀　井　敬　太

令和７年度伊達市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）

令和７年度伊達市の国民健康保険特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,500千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,028,304千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

第　1　表　　歳入歳出予算補正

1　歳　入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
5 繰入金		432,465	4,500	436,965
	2 基金繰入金	75,193	4,500	79,693
歳　入　合　計		4,023,804	4,500	4,028,304

2　歳　出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
8 諸支出金		2,602	4,500	7,102
	1 償還金及び還付加算金	2,602	4,500	7,102
歳　出　合　計		4,023,804	4,500	4,028,304

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1．総括

（歳　入）　　（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計
5 繰入金	432,465	4,500	436,965
歳入合計	4,023,804	4,500	4,028,304

（歳　出）

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	道支出金	地方債	その他	
8 諸支出金	2,602	4,500	7,102				4,500	
歳出合計	4,023,804	4,500	4,028,304				4,500	

２　歳　入

（款）　５　繰入金

（項）　２　基金繰入金

（単位：千円）

款　項　目	補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額	説明
5 繰入金	432,465	4,500	436,965			
2 基金繰入金	75,193	4,500	79,693			
1 国民健康保険事業運営基金繰入金	75,193	4,500	79,693	1 国民健康保険事業運営基金繰入金	4,500	国民健康保険事業運営基金繰入金

国民健康保険特別会計

３　歳　出

（款）　８　諸支出金

（項）　１　償還金及び還付加算金

（単位：千円）

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国道支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
8 諸支出金	2,602	4,500	7,102			4,500				
1 償還金及び還付加算金	2,602	4,500	7,102			4,500				
1 保険税還付金	2,500	4,500	7,000			4,500		22 償還金利子及び割引料	4,500	1 保険税還付金　4,500

国民健康保険特別会計

議案第２号

教育委員会委員の任命について

下記の者を教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により、議会の同意を求める。

記

氏　　名　　平　田　賢　弘

住　　所　　＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

生年月日　　＊＊＊＊＊＊＊＊

令和７年９月９日提出

伊達市長　堀　井　敬　太

議案第３号

教育委員会委員の任命について

下記の者を教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により、議会の同意を求める。

記

氏　　名　　大　西　稚　子

住　　所　　＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

生年月日　　＊＊＊＊＊＊＊＊

令和７年９月９日提出

伊達市長　堀　井　敬　太

議案第４号

北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について

地方自治法第２８６条第１項の規定に基づき北海道市町村職員退職手当組合規約を別紙のとおり変更することについて、同法第２９０条の規定により、議会の議決を求める。

令和７年９月９日提出

伊達市長　堀　井　敬　太

別紙

北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約

北海道市町村職員退職手当組合規約（昭和32年１月23日32地第１７５号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表（２）一部事務組合及び広域連合の表檜山管内の項中「、江差町・上ノ国町学校給食組合」を削る。

附　則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第２８６条第１項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

議案第５号

伊達市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

令和７年９月９日提出

伊達市長　堀　井　敬　太

伊達市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第１章　総則（第１条―第４条）
第２章　乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（第５条―第26条）
第１節　通則（第５条―第19条）
第２節　乳児等通園支援事業の区分（第20条）
第３節　一般型乳児等通園支援事業（第21条―第24条）
第４節　余裕活用型乳児等通園支援事業（第25条・第26条）
第３章　雑則（第27条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第１６４号。以下「法」という。）第34条の16第１項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　乳児等通園支援事業　法第６条の３第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。

(2)　乳児等通園支援　乳児等通園支援事業として行う法第６条の３第23項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。

(3)　利用乳幼児　乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児をいう。

（最低基準の目的等）

第３条　この条例に定める基準（次項及び次条において「最低基準」という。）は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が乳児等通園支援を提供することにより、利用乳幼児が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

２　市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

（最低基準と乳児等通園支援事業者）

第４条　乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

２　最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

３　市長は、利用乳幼児の保護者を含む児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、乳児等通園支援事業者に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告するこ

とができる。

第２章　乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準

第１節　通則

（乳児等通園支援事業者の一般原則）

第５条　乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

２　乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

３　乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

４　乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

５　乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

６　乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

（乳児等通園支援事業者と非常災害）

第６条　乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練（次項の訓練を除く。）をするように努めなければならない。

２　乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月１回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

（安全計画の策定等）

第７条　乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

２　乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

３　乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

４　乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第８条　乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

２　乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

（乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件）

第９条　乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

（乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等）

第10条　乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

２　乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第11条　乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

（利用乳幼児を平等に取り扱う原則）

第12条　乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

（虐待等の防止）

第13条　乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（衛生管理等）

第14条　乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

２　乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

３　乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

（食事の提供を行う場合に備える設備）

第15条　乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（乳児等通園支援事業所外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該乳児等通園支援事業所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

（乳児等通園支援事業所内部の規程）

第16条　乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)　乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
(2)　その提供する乳児等通園支援の内容
(3)　職員の職種、員数及び職務の内容
(4)　乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに乳児等通園支援の提供を行わない日
(5)　保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
(6)　乳児及び幼児の区分ごとの利用定員
(7)　乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに乳児等通園支援事業の利用に当たっての留意事項
(8)　緊急時等における対応方法
(9)　非常災害対策
(10)　虐待の防止のための措置に関する事項
(11)　その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

（乳児等通園支援事業所に備える帳簿）

第17条　乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

（秘密保持等）

第18条　乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

２　乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

（苦情への対応）

第19条　乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

２　乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市町村（特別区を含む。）からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第２節　乳児等通園支援事業の区分

第20条　乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業に区分する。

２　一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。

３　余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第２条第６項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（法第24条第２項に規定する家庭的保育事業等をいい、居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳児又は幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第３節　一般型乳児等通園支援事業

（設備の基準）

第21条　一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

(1)　乳児又は満２歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。

(2)　乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児１人につき1.65平方メートル以上であること。

(3)　ほふく室の面積は、乳児又は第１号の幼児１人につき3．3平方メートル以上であること。

(4)　乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。

(5)　満２歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。

(6)　保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児１人につき1.98平方メートル以上であること。

(7)　保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。

(8)　乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を２階に設ける建物は次のア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を３階以上に設ける建物は次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。

ア　建築基準法（昭和25年法律第２０１号）第２条第９号の２に規定する耐火建築物又は同条第９号の３に規定する準耐火建築物であること。

イ　保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が１以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
２階	常用	１　屋内階段 ２　屋外階段
	避難用	１　建築基準法施行令（昭和25年政令第３３８号）第１２３条第１項各号又は同条第３項各号に規定する構造の屋内階段 ２　待避上有効なバルコニー ３　建築基準法第２条第７号の２に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ４　屋外階段
３階	常用	１　建築基準法施行令第１２３条第１項各号又は同条第３項各号に規定する構造の屋内階段 ２　屋外階段
	避難用	１　建築基準法施行令第１２３条第１項各号又は同条第３項各号に規定する構造の屋内階段 ２　建築基準法第２条第７号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ３　屋外階段
４階以上の階	常用	１　建築基準法施行令第１２３条第１項各号又は同条第３項各号に規定する構造の屋内階段 ２　建築基準法施行令第１２３条第２項各号に規定する構造の屋外階

		段
	避難用	1　建築基準法施行令第123条第１項各号又は同条第３項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第１項各号に規定する構造の屋内階段については、当該屋内階段の構造は、建築物の１階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第３項第２号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第３項第３号、第４号及び第10号の要件を満たすものとする。） 2　建築基準法第２条第７号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3　建築基準法施行令第123条第２項各号に規定する構造の屋外階段

ウ　イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ　一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第２条第７号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第１項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ｱ)　スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(ｲ)　調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ　一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ　保育室等その他利用乳幼児が出入し、又は通行する場所に、利用乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ　非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク　一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。

（職員の基準）

第22条　一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2　乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね３人につき１人以上、満１歳以上満３歳未満の幼児おおむね６人につき１人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所一につき２人を下ることはできない。

3　第１項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を１人とすることができる。

(1)　当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

(2)　当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児の人数が３人以下である場合であって、保育所等を利用している児童の保育が現に行われている保育室等において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

（乳児等通園支援の内容）

第23条　一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

（保護者との連絡）

第24条　一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第４節　余裕活用型乳児等通園支援事業

（設備及び職員の基準）

第25条　余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に掲げる条例に定める基準による。

(1)　保育所　北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年北海道条例第１０８号）（保育所に係る部分に限る。）

(2)　幼保連携型認定こども園以外の認定こども園　北海道認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準を定める条例（平成18年北海道条例第78号）（幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に係る部分に限る。）

(3)　幼保連携型認定こども園　北海道認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準を定める条例（幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に係る部分に限る。）

(4)　家庭的保育事業等を行う事業所　伊達市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第24号）（居宅訪問型保育事業に係る部分を除く。）

（準用）

第26条　第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。

第３章　雑則

（電磁的記録）

第27条　乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行う

ことができる。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第６号

伊達市及び有珠郡大滝村の廃置分合に伴う地域自治区の設置に関する協議により定められた事項を変更する条例の一部を改正する条例

令和７年９月９日提出

伊達市長　堀　井　敬　太

伊達市及び有珠郡大滝村の廃置分合に伴う地域自治区の設置に関する協議により定められた事項を変更する条例の一部を改正する条例

伊達市及び有珠郡大滝村の廃置分合に伴う地域自治区の設置に関する協議により定められた事項を変更する条例（平成27年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第２条中「平成38年３月31日」を「令和18年３月31日」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（委員の任期の特例）

２　この条例の施行の際現に協議書第６条第２項に規定する地域協議会の委員である者の任期は、令和８年３月31日までとする。

議案第７号

伊達市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

令和７年９月９日提出

伊達市長　堀　井　敬　太

伊達市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

（伊達市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第１条　伊達市職員の育児休業等に関する条例（平成４年条例第２号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第19条第１項及び第２項」を「第19条第１項から第３項まで及び第５項」に改める。

第16条の見出しを「（第１号部分休業の承認）」に改め、同条第１項中「部分休業（育児休業法第19条第１項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）」を「育児休業法第19条第２項第１号に掲げる範囲内で請求する同条第１項に規定する部分休業（以下「第１号部分休業」という。）」に改め、「、勤務時間条例第８条第１項に規定する正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて」を削り、同条第２項中「生後１年に達しない子を養育する職員が、勤務時間条例第14条に規定する特別休暇で育児時間」を「労働基準法第67条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）」に、「第15条の２に規定する介護時間を承認された場合」を「第15条の２第１項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する第１号部分休業の承認」に改め、同条に次の１項を加える。

３　非常勤職員に対する第１号部分休業の承認については、１日につき、当該非常勤職員について１日につき定められた勤務時間から５時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第76号）第61条の２第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、２時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

第16条の次に次の４条を加える。

（第２号部分休業の承認）

第16条の２　育児休業法第19条第２項第２号に掲げる範囲内で請求する同条第１項に規定する部分休業（以下「第２号部分休業」という。）の承認は、１時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第２号部分休業を承認することができる。

(1)　１回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき　当該勤務時間の時間数

(2)　第２号部分休業の残時間数に１時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき　当該残時間数

（育児休業法第19条第２項の条例で定める１年の期間）

第16条の３　育児休業法第19条第２項の条例で定める１年の期間は、毎年４月１日から翌年３月31日までとする。

（育児休業法第19条第２項第２号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第16条の４　育児休業法第19条第２項第２号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める

時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1)　非常勤職員以外の職員　77時間30分

(2)　非常勤職員　当該非常勤職員の勤務日１日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

（育児休業法第19条第３項の条例で定める特別の事情）

第16条の５　育児休業法第19条第３項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第２項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第３項の規定による変更（以下「第３項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第17条中「職員が」の次に「育児休業法第19条第１項に規定する」を加える。

第18条を次のように改める。

（部分休業の承認の取消事由）

第18条　育児休業法第19条第６項において準用する育児休業法第５条第２項の条例で定める事由は、職員が第３項変更をしたときとする。

（伊達市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第２条　伊達市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10条例第19号）の一部を次のように改正する。

第15条第１項中「第17条の２第１項」を「第17条の３第１項」に、「規則の」を「、規則の」に改める。

第17条の３を第17条の４とし、第17条の２第１項中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第17条の３とし、第17条の次に次の１条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第17条の２　任命権者は、伊達市職員の育児休業等に関する条例（平成４年条例第２号。第３号において「育休条例」という。）第19条第１項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1)　申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2)　出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3)　育休条例第19条第１項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

２　任命権者は、３歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1)　対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2)　育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3)　対象職員の３歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因し

て発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活の両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

３　任命権者は、第１項第３号又は前項第３号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

（企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第３条　企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和54条例第７号）の一部を次のように改正する。

第20条第２項中「３歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に、「一部」を「全部又は一部（２時間を超えない範囲内又は１年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内の時間に限る。）」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年10月１日から施行する。ただし、第３項の規定は公布の日から施行する。

（経過措置）

２　地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号）第19条第２項第２号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和８年３月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における第１条の規定による改正後の伊達市職員の育児休業等に関する条例第16条の４の規定の適用については、同条第１号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第２号中「10」とあるのは「５」とする。

３　任命権者は、施行日前においても、第２条の規定による改正後の伊達市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第17条の２第２項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

議案第８号

伊達市行政財産使用料条例の一部を改正する条例

令和７年９月９日提出

伊達市長　堀　井　敬　太

伊達市行政財産使用料条例の一部を改正する条例

伊達市行政財産使用料条例（昭和61年条例第５号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項中「に定める使用料算定基準に従い市長が定める。ただし、電柱等の支持物、地下埋設物、自動販売機その他これに類するものの設置に係る使用料にあつては､」を「及び」に改め、同条第３項を次のように改める。

３　使用料のうち年額で定めたものについて、使用許可の期間中１年に満たない期間については月割計算による額とし、当該期間中１月に満たない期間については１月当たりの額を30で除した額に使用日数を乗じて得た額とする。

第２条第６項中「第２項から第５項」を「第２項から第６項まで」に改め、同項を同条第７項とし、同条第５項中「第２項及び第３項」を「第２項から第４項まで」に改め、同項を同条第６項とし、同条第４項中「前２項」を「前３項」に改め、同項を同条第５項とし、同条第３項の次に次の１項を加える。

４　使用料のうち月額で定めたものについて、使用許可の期間中１月に満たない期間については使用料の月額を30で除した額に使用日数を乗じて得た額とする。

別表第１中「使用料算定基準（年額)」を削り、土地の項の前に次のように加える。

区分	使用料（年額）

別表第２中「その他これらに類するもの」を「その他の物件等の設置」に、「日本電信電話株式会社」を「ＮＴＴ東日本株式会社」に、「第５項から第８項まで」を「第７項から第10項まで」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第９号

伊達市印鑑条例の一部を改正する条例

令和７年９月９日提出

伊達市長　堀　井　敬　太

伊達市印鑑条例の一部を改正する条例

伊達市印鑑条例（平成８年条例第２号）の一部を次のように改正する。

第10条第１項第１号中「第９条」を「前条」に改める。

第11条第３項中「第12条の２第４項第２号ロ」を「第12条の２第４項第３号ロ」に改める。

附　則

この条例は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和７年法律第46号）附則第１条第３号に規定する政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

議案第10号

令和７年度伊達市一般会計補正予算（第４号）

令和７年度伊達市の一般会計補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ223,247千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22,216,246千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第２条　債務負担行為の追加は、「第２表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第３条　地方債の追加は、「第３表地方債補正」による。

令和７年９月９日提出

伊達市長　堀　井　敬　太

第　1　表　　歳入歳出予算補正

1　歳　入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
11 地方交付税		6,420,000	440,592	6,860,592
	1 地方交付税	6,420,000	440,592	6,860,592
15 国庫支出金		3,196,849	11,977	3,208,826
	1 国庫負担金	2,389,668	1,828	2,391,496
	2 国庫補助金	798,006	10,149	808,155
16 道支出金		1,310,724	8,329	1,319,053
	1 道負担金	980,914	914	981,828
	2 道補助金	219,968	7,415	227,383
19 繰入金		2,334,821	△38,810	2,296,011
	1 基金繰入金	2,334,821	△38,810	2,296,011
20 繰越金		50,000	663,286	713,286
	1 繰越金	50,000	663,286	713,286
21 諸収入		1,250,371	△865,727	384,644
	5 雑入	1,083,232	△865,727	217,505
22 市債		1,294,800	3,600	1,298,400
	1 市債	1,294,800	3,600	1,298,400
歳　入　合　計		21,992,999	223,247	22,216,246

2　歳　出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
2 総務費		6,069,500	8,861	6,078,361
	1 総務管理費	2,981,517	8,861	2,990,378
3 民生費		5,732,197	153,744	5,885,941
	1 社会福祉費	3,037,992	34,868	3,072,860
	2 児童福祉費	1,608,841	16,145	1,624,986
	3 生活保護費	819,981	91,372	911,353
	4 老人福祉費	265,383	11,359	276,742
6 農林水産業費		1,369,671	27,415	1,397,086
	1 農業費	1,196,212	27,415	1,223,627
7 商工費		245,596	9,270	254,866
	1 商工費	245,596	9,270	254,866
8 土木費		1,355,345	23,065	1,378,410
	4 都市計画費	333,679	0	333,679
	5 住宅費	65,257	21,065	86,322
	6 給湯費	69,268	2,000	71,268
9 教育費		2,454,670	892	2,455,562
	2 小学校費	146,833	0	146,833
	3 中学校費	141,091	0	141,091
	4 社会教育費	1,445,160	892	1,446,052
	5 保健体育費	569,545	0	569,545
歳　出　合　計		21,992,999	223,247	22,216,246

第２表　債務負担行為補正

1　追加

（単位：千円）

事項	期間	限度額
地域振興促進補助金	令和８年度 ～ 令和９年度	18,538

第３表　地方債補正

1　追加

（単位：千円）

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
Ｊアラート新型受信機等更新事業費	3,600	普通貸借 又は 証券発行	10.0%以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入日の翌日から据置期間を含め30年以内に借入先が定める償還年次表により償還する。 ただし、市財政の都合により償還年限の変更、繰上償還又は低利債に借換えすることができる。

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1．総括

（歳　入）　　（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税	6,420,000	440,592	6,860,592
15 国庫支出金	3,196,849	11,977	3,208,826
16 道支出金	1,310,724	8,329	1,319,053
19 繰入金	2,334,821	△38,810	2,296,011
20 繰越金	50,000	663,286	713,286
21 諸収入	1,250,371	△865,727	384,644
22 市債	1,294,800	3,600	1,298,400
歳入合計	21,992,999	223,247	22,216,246

（歳　出）

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	道支出金	地方債	その他	
2 総務費	6,069,500	8,861	6,078,361			3,600	△9,024	14,285
3 民生費	5,732,197	153,744	5,885,941	11,977	914		△1,975	142,828
6 農林水産業費	1,369,671	27,415	1,397,086		7,415		△36,750	56,750
7 商工費	245,596	9,270	254,866				△24,698	33,968
8 土木費	1,355,345	23,065	1,378,410				△52,882	75,947
9 教育費	2,454,670	892	2,455,562				△45,635	46,527
歳出合計	21,992,999	223,247	22,216,246	11,977	8,329	3,600	△170,964	370,305

２　歳　入

（款）　11　地方交付税

（項）　1　地方交付税

（単位：千円）

款　項　目	補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額	説明	
11 地方交付税	6,420,000	440,592	6,860,592				
1 地方交付税	6,420,000	440,592	6,860,592				
1 地方交付税	6,420,000	440,592	6,860,592	1 地方交付税	440,592	普通交付税	
15 国庫支出金	3,196,849	11,977	3,208,826				
1 国庫負担金	2,389,668	1,828	2,391,496				
1 民生費国庫負担金	2,389,668	1,828	2,391,496	3 医療助成費負担金	1,828	養育医療給付事業費負担金	
2 国庫補助金	798,006	10,149	808,155				
2 民生費国庫補助金	77,321	10,149	87,470	6 老人福祉費補助金	10,149	介護保険事業費補助金	2,419
						地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	7,730
16 道支出金	1,310,724	8,329	1,319,053				
1 道負担金	980,914	914	981,828				
1 民生費道負担金	980,914	914	981,828	3 医療助成費負担金	914	養育医療給付事業費負担金	
2 道補助金	219,968	7,415	227,383				
4 農林水産業費道補助金	64,814	7,415	72,229	1 農業費補助金	7,415	畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業補助金	640
						農地利用効率化等支援事業補助金	6,775
19 繰入金	2,334,821	△ 38,810	2,296,011				
1 基金繰入金	2,334,821	△ 38,810	2,296,011				
1 財政調整基金繰入金	1,043,840	132,941	1,176,781	1 財政調整基金繰入金	132,941	財政調整基金繰入金	
3 合併振興基金繰入金	238,365	△ 27,517	210,848	1 合併振興基金繰入金	△ 27,517	合併振興基金繰入金	

一般会計

（款）　19　繰入金
（項）　1　基金繰入金

（単位：千円）

款　項　目	補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額	説明	
4 公共施設等整備基金繰入金	277,166	△ 101,245	175,921	1 公共施設等整備基金繰入金	△ 101,245	公共施設等整備基金繰入金	
5 地域振興基金繰入金	29,348	△ 24,698	4,650	1 地域振興基金繰入金	△ 24,698	地域振興基金繰入金	
8 産業振興基金繰入金	46,750	△ 36,750	10,000	1 産業振興基金繰入金	△ 36,750	産業振興基金繰入金	
9 森林環境譲与税基金繰入金	47,486	18,459	65,945	1 森林環境譲与税基金繰入金	18,459	森林環境譲与税基金繰入金	
20 繰越金	50,000	663,286	713,286				
1 繰越金	50,000	663,286	713,286				
1 繰越金	50,000	663,286	713,286	1 前年度繰越金	663,286	前年度繰越金	
21 諸収入	1,250,371	△ 865,727	384,644				
5 雑入	1,083,232	△ 865,727	217,505				
5 雑入	1,010,709	△ 865,727	144,982	3 過年度収入	3,486	低所得者保険料軽減国庫負担金	3,454
						低所得者保険料軽減道費負担金	32
				4 雑入	△ 869,213	養育医療費徴収金	787
						備荒資金組合支消金	△ 870,000
22 市債	1,294,800	3,600	1,298,400				
1 市債	1,294,800	3,600	1,298,400				
1 総務債	429,900	3,600	433,500	3 防災対策事業債	3,600	Ｊアラート新型受信機等更新事業債	

一般会計

３　歳　出

（款）　２　総務費

（項）　１　総務管理費

（単位：千円）

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国道支出金	地方債	その他	一般財源
2 総務費	6,069,500	8,861	6,078,361		3,600	△9,024	14,285
1 総務管理費	2,981,517	8,861	2,990,378		3,600	△9,024	14,285
1 一般管理費	1,217,677	0	1,217,677			△3,960	3,960
11 交通安全推進費	2,672	116	2,788				116
13 防災対策費	42,225	8,745	50,970		3,600	△5,064	10,209

節 区分	節 金額	説明
7 報償費	116	1 交通安全指導員活動報償費　116
13 使用料及び賃借料	30	3 防災対策経費　8,745
14 工事請負費	8,715	

一般会計

（款）　3　民生費
（項）　1　社会福祉費

（単位：千円）

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国道支出金	地方債	その他	一般財源
3 民生費	5,732,197	153,744	5,885,941	12,891		△1,975	142,828
1 社会福祉費	3,037,992	34,868	3,072,860	2,742		787	31,339
1 社会福祉総務費	230,831	1,029	231,860				1,029
2 障がい者福祉費	1,941,680	29,394	1,971,074				29,394
5 医療助成費	169,046	4,445	173,491	国庫支出金 1,828 道支出金 914		787	916

節 区分	金額	説明	
22 償還金利子及び割引料	1,029	16 国庫負担金返還金	690
		17 国庫補助金返還金	339
22 償還金利子及び割引料	29,394	16 国庫負担金返還金	23,864
		17 道費負担金返還金	5,530
19 扶助費	4,445	5 養育医療給付事業	4,445

一般会計

（款）　3　民生費
（項）　2　児童福祉費

（単位：千円）

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国道支出金	地方債	その他	一般財源
2 児童福祉費	1,608,841	16,145	1,624,986			△2,762	18,907
1 児童福祉総務費	682,872	6,320	689,192				6,320
2 保育所費	910,540	9,825	920,365			△2,762	12,587

節 区分	金額	説明	
22 償還金利子及び割引料	6,320	16 国庫負担金返還金	4,704
		17 国庫補助金返還金	1,390
		18 道費負担金返還金	226
22 償還金利子及び割引料	9,825	14 国庫負担金返還金	6,399
		15 国庫補助金返還金	530
		16 道費負担金返還金	2,896

一般会計

（款）　3　民生費
（項）　3　生活保護費

（単位：千円）

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国道支出金	地方債	その他	一般財源
3 生活保護費	819,981	91,372	911,353				91,372
2 扶助費	808,713	91,372	900,085				91,372

節 区分	金額	説明	
22 償還金利子及び割引料	91,372	10 国庫負担金返還金	90,690
		11 道費負担金返還金	682

一般会計

（款）　3　民生費
（項）　4　老人福祉費

（単位：千円）

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国道支出金	地方債	その他	一般財源
4 老人福祉費	265,383	11,359	276,742	10,149			1,210
1 老人福祉総務費	90,023	11,359	101,382	国庫支出金 10,149			1,210

節 区分	節 金額	説明	
18 負担金補助及び交付金	11,359	10 介護施設等環境改善事業補助金	3,629
		11 地域介護・福祉空間整備等補助金	7,730

一般会計

（款）　6　農林水産業費
（項）　1　農業費

（単位：千円）

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国道支出金	地方債	その他	一般財源
6 農林水産業費	1,369,671	27,415	1,397,086	7,415		△36,750	56,750
1 農業費	1,196,212	27,415	1,223,627	7,415		△36,750	56,750
2 農業振興費	864,482	7,415	871,897	道支出金 7,415		△36,750	36,750
4 土地改良費	132,304	20,000	152,304				20,000

節 区分	金額	説明	
18 負担金補助及び交付金	7,415	24 畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業補助金	640
		25 農地利用効率化等支援事業補助金	6,775
24 積立金	20,000	11 土地改良事業基金積立金	20,000

一般会計

（款）　7　商工費
（項）　1　商工費

（単位：千円）

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国道支出金	地方債	その他	一般財源
7 商工費	245,596	9,270	254,866			△24,698	33,968
1 商工費	245,596	9,270	254,866			△24,698	33,968
1 商工業振興費	80,267	9,270	89,537			△24,698	33,968

節 区分	金額	説明
18 負担金補助及び交付金	9,270	15 地域振興促進補助金　9,270

一般会計

（款）　8　土木費
（項）　4　都市計画費

（単位：千円）

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国道支出金	地方債	その他	一般財源
8 土木費	1,355,345	23,065	1,378,410			△52,882	75,947
4 都市計画費	333,679	0	333,679			△17,974	17,974
2 公園緑化費	317,768	0	317,768			△17,974	17,974

節 区分	金額	説明

一般会計

（款）　8　土木費
（項）　5　住宅費

（単位：千円）

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国道支出金	地方債	その他	一般財源
5 住宅費	65,257	21,065	86,322				21,065
1 住宅管理費	64,722	21,065	85,787				21,065

節 区分	金額	説明	
14 工事請負費	21,065	8 白樺団地集約等事業	21,065

一般会計

（款）　8　土木費
（項）　6　給湯費

（単位：千円）

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国道支出金	地方債	その他	一般財源
6 給湯費	69,268	2,000	71,268			△34,908	36,908
1 給湯管理費	69,268	2,000	71,268			△34,908	36,908

節 区分	金額	説明	
10 需用費	2,000	1 温泉供給施設維持管理費	2,000

一般会計

（款）　9　教育費
（項）　2　小学校費

（単位：千円）

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国道支出金	地方債	その他	一般財源
9 教育費	2,454,670	892	2,455,562			△45,635	46,527
2 小学校費	146,833	0	146,833			△2,500	2,500
1 学校管理費	113,159	0	113,159			△2,500	2,500

節 区分	節 金額	説明

一般会計

（款）　9　教育費
（項）　3　中学校費

（単位：千円）

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国道支出金	地方債	その他	一般財源
3 中学校費	141,091	0	141,091			△2,500	2,500
1 学校管理費	101,345	0	101,345			△2,500	2,500

節 区分	金額	説明

一般会計

（款）　9　教育費
（項）　4　社会教育費

（単位：千円）

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国道支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明	
4 社会教育費	1,445,160	892	1,446,052			△36,356	37,248				
2 生涯学習推進費	51,530	892	52,422				892	22 償還金利子及び割引料	892	11 国庫補助金返還金	892
7 図書館費	853,212	0	853,212								
9 カルチャーセンター費	422,482	0	422,482			△36,356	36,356				

一般会計

（款）　9　教育費
（項）　5　保健体育費

（単位：千円）

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国道支出金	地方債	その他	一般財源
5 保健体育費	569,545	0	569,545			△4,279	4,279
2 スポーツ施設費	156,835	0	156,835			△4,279	4,279

節 区分	金額	説明

一般会計

債務負担行為に関する調書補正

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

（変更）

（単位：千円）

事項		限度額	前年度末までの支出額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
							特定財源			一般財源
			期間	金額	期間	金額	国道支出金	地方債	その他	
地域振興促進補助金	補正前	90,006	年度 R6	25,308	年度 R7 ～ R9	64,698				64,698
	補正後	108,544	R6	25,308	R7 ～ R9	83,236				83,236

地方債の前前年度末及び並びに当該年度末における前年度末における現在高現在高の見込みに関する調書

（単位：千円）

区分	前前年度末現在高	前年度末現在高			当該年		当該年度中起債		当該年度中元金償還見込額		当該年度末現在高見込額		
		補正前の額	補正額	補正後の額	補正前の額	補正額	見込額	補正後の額	補正前の額	補正額	補正前の額	補正額	補正後の額
1. 普通債	11,259,772	11,508,487		11,508,487	(1,459,900) 1,218,600	3,600	(1,463,500) 1,222,200	1,304,230		1,304,230	(11,664,157) 11,422,857	(3,600) 3,600	(11,667,757) 11,426,457
(1) 総務	2,517,238	3,384,493		3,384,493	(52,900) 52,900		(52,900) 52,900	178,465		178,465	(3,258,928) 3,258,928		(3,258,928) 3,258,928
(2) 民生													
(3) 衛生													
(4) 労働	2,089												
(5) 農林水産	286,243	266,824		266,824				17,960		17,960	(248,864) 248,864		(248,864) 248,864
(6) 商工	86,485	62,907		62,907				23,578		23,578	(39,329) 39,329		(39,329) 39,329
(7) 土木	3,211,302	2,953,353		2,953,353	(223,100) 192,100		(223,100) 192,100	465,350		465,350	(2,711,103) 2,680,103		(2,711,103) 2,680,103
(8) 公営住宅	1,401,153	1,210,033		1,210,033				170,186		170,186	(1,039,847) 1,039,847		(1,039,847) 1,039,847
(9) 消防	303,306	225,590		225,590	(504,100) 377,000	3,600	(507,700) 380,600	96,642		96,642	(633,048) 505,948	(3,600) 3,600	(636,648) 509,548
(10) 教育	3,451,956	3,405,287		3,405,287	(679,800) 596,600		(679,800) 596,600	352,049		352,049	(3,733,038) 3,649,838		(3,733,038) 3,649,838
2. 災害復旧債	103,042	80,979		80,979				22,065		22,065	(58,914) 58,914		(58,914) 58,914
3. その他	6,990,241	6,467,810		6,467,810	(76,200) 76,200		(76,200) 76,200	702,091		702,091	(5,841,919) 5,841,919		(5,841,919) 5,841,919
(1) 減税補てん債	13,658	6,467		6,467				4,616		4,616	(1,851) 1,851		(1,851) 1,851
(2) 臨時税収補てん債													
(3) 臨時財政対策債	5,824,514	5,284,399		5,284,399				570,139		570,139	(4,714,260) 4,714,260		(4,714,260) 4,714,260
(4) 過疎対策事業債	1,125,219	1,153,929		1,153,929	(76,200) 76,200		(76,200) 76,200	123,500		123,500	(1,106,629) 1,106,629		(1,106,629) 1,106,629
(5) 減収補てん債	26,850	23,015		23,015				3,836		3,836	(19,179) 19,179		(19,179) 19,179
合計	18,353,055	18,057,276		18,057,276	(1,536,100) 1,294,800	3,600	(1,539,700) 1,298,400	2,028,386		2,028,386	(17,564,990) 17,323,690	(3,600) 3,600	(17,568,590) 17,327,290

※（ ）内は前年度からの繰越額を含む総額

議案第11号

令和７年度伊達市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）

令和７年度伊達市の国民健康保険特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,774千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,032,078千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

令和７年９月９日提出

伊達市長　堀　井　敬　太

第　1　表　　歳入歳出予算補正

1　歳　入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
5 繰入金		436,965	2,929	439,894
	2 基金繰入金	79,693	2,929	82,622
6 繰越金		2	845	847
	1 繰越金	2	845	847
歳　入　合　計		4,028,304	3,774	4,032,078

2　歳　出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
8 諸支出金		7,102	3,774	10,876
	1 償還金及び還付加算金	7,102	3,774	10,876
歳　出　合　計		4,028,304	3,774	4,032,078

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1．総括

（歳　入）　　（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計
5 繰入金	436,965	2,929	439,894
6 繰越金	2	845	847
歳入合計	4,028,304	3,774	4,032,078

（歳　出）

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	道支出金	地方債	その他	
8 諸支出金	7,102	3,774	10,876				2,929	845
歳出合計	4,028,304	3,774	4,032,078				2,929	845

２　歳　入

（款）　5　繰入金

（項）　2　基金繰入金

（単位：千円）

款　項　目	補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額	説明
5 繰入金	436,965	2,929	439,894			
2 基金繰入金	79,693	2,929	82,622			
1 国民健康保険事業運営基金繰入金	79,693	2,929	82,622	1 国民健康保険事業運営基金繰入金	2,929	国民健康保険事業運営基金繰入金
6 繰越金	2	845	847			
1 繰越金	2	845	847			
1 繰越金	2	845	847	1 前年度繰越金	845	前年度繰越金

国民健康保険特別会計

３　歳　出

（款）　８　諸支出金

（項）　１　償還金及び還付加算金

（単位：千円）

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国道支出金	地方債	その他	一般財源
8 諸支出金	7,102	3,774	10,876			2,929	845
1 償還金及び還付加算金	7,102	3,774	10,876			2,929	845
2 償還金	2	3,774	3,776			2,929	845

節 区分	金額	説明	
22 償還金利子及び割引料	3,774	1 道費補助金返還金	3,774

国民健康保険特別会計

議案第12号

令和７年度伊達市介護保険特別会計補正予算（第１号）

令和７年度伊達市の介護保険特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21,962千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,986,951千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

令和７年９月９日提出

伊達市長　堀　井　敬　太

第　1　表　　歳入歳出予算補正

1　歳　入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
4 国庫支出金		992,773	10,937	1,003,710
	1 国庫負担金	630,858	10,937	641,795
6 道支出金		599,633	4,460	604,093
	1 道負担金	571,681	4,460	576,141
9 繰越金		1	6,565	6,566
	1 繰越金	1	6,565	6,566
歳　入　合　計		3,964,989	21,962	3,986,951

2　歳　出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
5 基金積立金		546	315	861
	1 基金積立金	546	315	861
7 諸支出金		1,001	21,647	22,648
	1 償還金及び還付加算金	1,001	21,647	22,648
歳　出　合　計		3,964,989	21,962	3,986,951

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1．総括

（歳　入）　　（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計
4 国庫支出金	992,773	10,937	1,003,710
6 道支出金	599,633	4,460	604,093
9 繰越金	1	6,565	6,566
歳入合計	3,964,989	21,962	3,986,951

（歳　出）

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	道支出金	地方債	その他	
5 基金積立金	546	315	861					315
7 諸支出金	1,001	21,647	22,648					21,647
歳出合計	3,964,989	21,962	3,986,951					21,962

２　歳　入

（款）　４　国庫支出金

（項）　１　国庫負担金

（単位：千円）

款　項　目	補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額	説明
4 国庫支出金	992,773	10,937	1,003,710			
1 国庫負担金	630,858	10,937	641,795			
1 介護給付費負担金	630,858	10,937	641,795	2 過年度分	10,937	過年度分
6 道支出金	599,633	4,460	604,093			
1 道負担金	571,681	4,460	576,141			
1 介護給付費負担金	571,681	4,460	576,141	2 過年度分	4,460	過年度分
9 繰越金	1	6,565	6,566			
1 繰越金	1	6,565	6,566			
1 繰越金	1	6,565	6,566	1 前年度繰越金	6,565	前年度繰越金

介護保険特別会計

３　歳　出

（款）　５　基金積立金

（項）　１　基金積立金

（単位：千円）

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国道支出金	地方債	その他	一般財源
5 基金積立金	546	315	861				315
1 基金積立金	546	315	861				315
1 介護給付費準備基金積立金	546	315	861				315

節 区分	金額	説明	
24 積立金	315	1 介護給付費準備基金積立金	315

介護保険特別会計

（款）　7　諸支出金
（項）　1　償還金及び還付加算金

（単位：千円）

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国道支出金	地方債	その他	一般財源
7 諸支出金	1,001	21,647	22,648				21,647
1 償還金及び還付加算金	1,001	21,647	22,648				21,647
2 償還金	1	21,647	21,648				21,647

節 区分	金額	説明	
22 償還金利子及び割引料	21,647	2 国庫補助金返還金	7,354
		3 支払基金交付金返還金	10,842
		4 道費補助金返還金	3,451

介護保険特別会計

議案第13号

令和７年度伊達市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

令和７年度伊達市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17,506千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ761,656千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

令和７年９月９日提出

伊達市長　堀　井　敬　太

第　1　表　　歳入歳出予算補正

1　歳　入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
4 繰越金		1	17,506	17,507
	1 繰越金	1	17,506	17,507
歳　　入　　合　　計		744,150	17,506	761,656

2　歳　出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		738,871	17,506	756,377
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	738,871	17,506	756,377
歳　　出　　合　　計		744,150	17,506	761,656

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1．総括

（歳　入）　　（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計
4 繰越金	1	17,506	17,507
歳入合計	744,150	17,506	761,656

（歳　出）

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	道支出金	地方債	その他	
2 後期高齢者医療広域連合納付金	738,871	17,506	756,377					17,506
歳出合計	744,150	17,506	761,656					17,506

２　歳　入

（款）　４　繰越金

（項）　１　繰越金

（単位：千円）

款　　項　　目	補正前の額	補　正　額	計	節 区分	節 金額	説　　明
4 繰越金	1	17,506	17,507			
1 繰越金	1	17,506	17,507			
1 繰越金	1	17,506	17,507	1 前年度繰越金	17,506	前年度繰越金

後期高齢者医療特別会計

３　歳　出

（款）　２　後期高齢者医療広域連合納付金

（項）　１　後期高齢者医療広域連合納付金

（単位：千円）

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国道支出金	地方債	その他	一般財源
2 後期高齢者医療広域連合納付金	738,871	17,506	756,377				17,506
1 後期高齢者医療広域連合納付金	738,871	17,506	756,377				17,506
1 後期高齢者医療広域連合納付金	738,871	17,506	756,377				17,506

節 区分	金額	説明	
18 負担金補助及び交付金	17,506	2 北海道後期高齢者医療広域連合保険料等負担金	17,506

後期高齢者医療特別会計

認定第１号

令和６年度伊達市一般会計歳入歳出決算

認定第２号

令和６年度伊達市国民健康保険特別会計歳入歳出決算

認定第３号

令和６年度伊達市介護保険特別会計歳入歳出決算

認定第４号

令和６年度伊達市霊園特別会計歳入歳出決算

認定第５号

令和６年度伊達市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

上記決算について、地方自治法第２３３条第３項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和７年９月９日提出

伊達市長　堀　井　敬　太

認定第６号

令和６年度伊達市水道事業会計決算

令和６年度伊達市水道事業会計決算について、地方公営企業法第30条第４項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和７年９月９日提出

伊達市長　堀　井　敬　太

認定第７号

令和６年度伊達市簡易水道事業会計決算

令和６年度伊達市簡易水道事業会計決算について、地方公営企業法第30条第４項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和７年９月９日提出

伊達市長　堀　井　敬　太

認定第８号

令和６年度伊達市公共下水道事業会計決算

令和６年度伊達市公共下水道事業会計決算について、地方公営企業法第30条第４項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和７年９月９日提出

伊達市長　堀　井　敬　太

報告第１号

令和６事業年度株式会社伊達観光物産公社事業報告書及び財務諸表について

地方自治法第２４３条の３第２項の規定により、令和６事業年度株式会社伊達観光物産公社事業報告書及び財務諸表並びに附属明細表を別紙のとおり報告する。

令和７年９月９日提出

伊達市長　堀　井　敬　太

別紙

１　事 業 報 告 書

令和６年４月１日から令和７年３月31日までの事業概要を、次のとおり報告いたします。

１．事業の概要

平成24年１月５日の会社設立以降、同年３月に伊達市観光物産館及び黎明観の指定管理を皮切りに、平成31年４月にだて歴史の杜カルチャーセンターの指定管理及びだて歴史文化ミュージアム体験学習館の事業を受託し、令和２年４月には新たなコミュニティ創出事業、令和３年４月には伊達市噴火湾文化研究所の管理を受託し、更に、令和４年４月よりだて歴史文化ミュージアムの指定管理を受託した。各施設等の運営に当たっては、民間経営体制のメリットを発揮させながら、地場産品の販売やインフォメーションを通じて、地域経済の活性化と本市の知名度向上を図るとともに、受託した施設について効率的な運営をすることを目標とし、事業を展開してきた。

開業13年目の令和６事業年度の観光物産館における売上高は７億4,127万９千円（前年度比９．6％増）で、テナント手数料収入、受託事業収入、指定管理者収入等を含めた総売上高は９億6,199万７千円となった。

また、収益面においては、水道光熱費等の高騰による経費の増はあったものの、地場特産品売上収入など収入面での増加があったことから、営業利益は793万２千円、経常利益は890万５千円、当期純利益においては686万９千円を計上した。

２．庶務の概要

(1)　株主総会に関する事項

第12期定時株主総会　　令和６年６月26日（出席株主１名）

(2)　取締役会に関する事項

第１回取締役会　　令和６年６月25日（出席取締役７名）
第２回取締役会　　令和６年６月26日（出席取締役７名）
第３回取締役会　　令和６年９月30日（出席取締役７名）
第４回取締役会　　令和６年12月３日（出席取締役７名）
第５回取締役会　　令和７年３月27日（出席取締役７名）

(3)　役員に関する事項

役員は、別紙役員名簿のとおり

(4)　従業員に関する事項

区分	令和７年３月31日現在
社　　員	27名
嘱 託 社 員	2名
パート社員	27名

株式会社伊達観光物産公社役員名簿

令和７年３月31日現在

職　　名	氏　　名	所　　属
代 表 取 締 役	岡　田　　忍	株式会社伊達観光物産公社
専 務 取 締 役	石　澤　　高　幸	株式会社伊達観光物産公社
常 務 取 締 役	金　子　　達　也	株式会社伊達観光物産公社
取　　締　　役	大和田　　一　樹	伊達市
取　　締　　役	壽　淺　　雅　俊	株式会社寿浅
取　　締　　役	斎　藤　　光太郎	株式会社ウロコ
取　　締　　役	舘　崎　　雄　二	伊達信用金庫
監　　査　　役	栗　橋　　徳　一	栗橋会計事務所（税理士法人）
		以上　８名

2　財務諸表

令和７年３月31日現在

(1) 財産目録

（単位：円）

勘定科目	内訳		金額
資産の部			
流動資産			
現金及び預金	現金		12,853,113
	普通預金		72,322,939
	定期預金		80,008,384
商品			3,964,503
貯蔵品			1,011,730
未収金・売掛金等			21,099,094
前払費用			1,557,600
流動資産合計			192,817,363
固定資産			
有形固定資産			
建物付属設備			1,327,551
構築物			358,643
機械装置			131,296
車両運搬具			5
工具器具備品			656,954
無形固定資産			
ソフトウェア			3,208,066
投資その他の資産			
出資金			1,000,000
投資有価証券			500,000
リサイクル預託金			38,360
保証金			500,000
保険積立金			7,789,224
固定資産合計			15,510,099
資産合計			208,327,462

勘 定 科 目	内　　訳		金　　額
負債の部			
流動負債			
買掛金			40,504,101
短期借入金			50,000,000
未払金			19,924,266
預り金			160,590
未払消費税法人税等			2,035,900
未払消費税			5,650,700
流動負債合計			118,275,557
負債合計			118,275,557
純正味財産			90,051,905

(2) 貸借対照表

（単位：円）

資産の部		
１．流動資産		
(1) 現金及び預金	165,184,436	
(2) 売掛金	11,311,874	
(3) 商品	3,964,503	
(4) 貯蔵品	1,011,730	
(5) 前払費用	1,557,600	
(6) 未収金	9,787,220	
流動資産合計		192,817,363
２．固定資産		
(1) 有形固定資産		
建物付属設備	1,327,551	
構築物	358,643	
機械装置	131,296	
車両運搬具	5	
工具器具備品	656,954	
有形固定資産合計	2,474,449	
(2) 無形固定資産		
ソフトウェア	3,208,066	
無形固定資産合計	3,208,066	
(3) 投資その他の資産		
出資金	1,000,000	
投資有価証券	500,000	
リサイクル預託金	38,360	
保証金	500,000	
保険積立金	7,789,224	
投資その他の資産合計	9,827,584	
固定資産合計		15,510,099
資産合計		208,327,462
負債の部		
１．流動負債		
(1) 買掛金	40,504,101	
(2) 短期借入金	50,000,000	
(3) 未払金	19,924,266	
(4) 預り金	160,590	
(5) 法人税等充当金	2,035,900	
(6) 未払消費税	5,650,700	
流動負債合計		118,275,557
負債合計		118,275,557

純資産の部

１．株主資本		
(1) 資本金	7,500,000	
(2) 利益準備金	300,000	
(3) 別途積立金	70,000,000	
(4) 繰越利益剰余金	27,251,905	
(5) 自己株式	△ 15,000,000	
純資産合計		90,051,905
負債及び純資産合計		208,327,462

(3) 損 益 計 算 書

（単位：円）

１．純売上高		
(1) 商品等売上	753,045,120	
(2) 指定管理料等	196,764,365	
(3) その他	12,188,306	961,997,791
２．売上原価		590,488,071
売上総利益		371,509,720
３．販売費及び一般管理費		
(1) 広告宣伝費	1,265,170	
(2) 委託費	64,945,443	
(3) 諸謝金	957,574	
(4) 役員報酬	16,363,644	
(5) 給料手当	139,371,784	
(6) 福利厚生費	35,241,862	
(7) 減価償却費	2,832,802	
(8) 賃借料	369,121	
(9) 修繕費	6,687,180	
(10)印刷製本費	2,047,645	
(11)消耗品費	9,270,055	
(12)水道光熱費	43,278,962	
(13)旅費交通費	417,320	
(14)手数料	9,223,918	
(15)租税公課	326,342	
(16)交際接待費	1,091,233	
(17)会議費	17,941	
(18)通信運搬費	8,902,934	
(19)諸会費	939,057	
(20)リース料	9,337,929	
(21)備品購入費	0	
(22)工事請負費	0	
(23)支払手数料	2,061,300	
(24)事業費	1,357,472	
(25)研修費	15,637	
(26)イベント費	126,072	
(27)保険料	516,537	
(28)寄付金	0	
(29)雑費	1,734,961	
(30)システム維持管理料	2,765,115	
(31)システム利用料	216,000	
(32)Ｗｅｂアカウント利用料	307,676	
(33)ポイント付与費用	1,588,152	363,576,838
営業利益		7,932,882

４．営業外収益		
(1) 受取利息	24,847	
(2) 負担金収入	363,637	
(3) 出向料収入	10,377,398	
(4) 雑収入	438,516	11,204,398
５．営業外費用		
(1) 支払利息	1,225,581	
(2) 出向料	8,988,522	
(3) 雑損失	17,640	10,231,743
経常利益		8,905,537
６．特別損失		3
税引前当期純利益		8,905,534
法人税等充当額		2,035,900
当期純利益		6,869,634

(4)　キャッシュ・フロー計算書

（単位：円）

1．営業活動によるキャッシュ・フロー	
(1) 事業収入売上	961,997,791
(2) 事業外収益	11,204,398
(3) 事業経費支出	△ 954,064,909
(4) 事業外費用	△ 10,231,746
税引前当期純利益	8,905,534
(5) 有形固定資産除去損	3
(6) 売上債権の増減額	△ 688,271
(7) たな卸資産の増減額	△ 509,441
(8) 仕入債務の増減額	3,410,057
(9) その他流動資産の増減額	△ 1,518,589
(10)その他流動負債の増減額	1,546,018
(11)法人税等の支払額	△ 2,035,900
(12)法人税等の還付額	1,818,600
営業活動によるキャッシュ・フロー	10,928,011
2．投資活動によるキャッシュ・フロー	
(1) 有形固定資産の取得による支出	△ 216,803
(2) 有形固定資産の売却による収入	1,406,039
(3) 無形固定資産の売却による収入	1,426,763
(4) 敷金・保証金の差入による支出	△ 2,447,018
投資活動によるキャッシュ・フロー	168,981
3．財務活動によるキャッシュ・フロー	
(1) 配当金の支払額	△ 250,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 250,000
4．現金及び現金同等物の増減額	10,846,992
5．現金及び現金同等物の期首残高	154,337,444
6．現金及び現金同等物の期末残高	165,184,436

3　附 属 明 細 表

令和７年３月31日現在

(1)　現金及び預金明細表

科　　目	種　　類	金　　額	摘　　要
現　　金		円 12,853,113	
預　　金	普　　通	72,322,939	
	定　　期	80,008,384	
計		165,184,436	

(2)　有形固定資産明細表

資産の種類	取得原価 A	当期増加額 B	当期減少額 C	期末残高 A+B−C　D	当　期 減価償却 E	減価償却 累 計 額 F	差引期末 残　高 D−F　G	摘　要
建物付属設備	円 11,102,900	円 0	円 0	円 11,102,900	円 504,430	円 9,775,349	円 1,327,551	
構 築 物	3,678,900	0	0	3,678,900	39,848	3,320,257	358,643	
機械装置	3,357,900	0	0	3,357,900	131,295	3,226,604	131,296	
車両運搬具	11,303,113	0	0	11,303,113	0	11,303,108	5	
工具器具備品	47,007,020	0	17,749,700	29,257,320	513,663	28,600,366	656,954	
計	76,449,833	0	17,749,700	58,700,133	1,189,236	56,225,684	2,474,449	

(3)　無形固定資産明細表

資産の種類	取得原価 A	当期増加額 B	当期減少額 C	期末残高 A+B−C　D	当　期 減価償却 E	減価償却 累 計 額 F	差引期末 残　高 D−F　G	摘　要
ソフトウェア	円 7,133,819	円 0	円 0	円 7,133,819	円 1,426,763	円 3,925,753	円 3,208,066	
計	7,133,819	0	0	7,133,819	1,426,763	3,925,753	3,208,066	

(4)　資本金明細表

区　　分	出資団体	出　資　額	摘　　要
普通株式	伊　達　市	円 5,000,000	
普通株式	伊達観光物産公社	2,500,000	
計		7,500,000	

(5)　純売上高明細表

科　　目	金　　額	摘　　要	
商品等売上	円 753,045,120	地場特産品売上収入	741,279,225
		テナント手数料収入	9,654,533
		自動販売機売上収入	924,213
		仕入品販売手数料収入	1,187,149
指定管理料等	196,764,365	物産館管理受託収入	11,886,365
		カルチャーセンター管理受託収入	99,080,000
		ミュージアム管理受託収入	51,580,000
		噴火湾文化研究所運営管理事業収入	14,462,000
		新たなコミュニティ創出事業収入	19,756,000
その他	12,188,306	ミュージアム入館料他	4,958,117
		物産館施設事業収入	98,905
		カルチャーセンター施設事業収入	5,571,270
		ミュージアム施設事業収入	165,372
		噴火湾研究所施設事業収入	898,733
		新たなコミュニティ施設事業収入	495,909
合　　計	961,997,791		

(6)　売上原価明細表

科　　目	金　　額	摘　　要	
売上原価	円 590,488,071	期首棚卸高	3,778,144
		商品仕入高	590,674,430
		期末棚卸高	3,964,503
合　　計	590,488,071		

報告第２号

令和７事業年度株式会社伊達観光物産公社事業計画及び予算について

地方自治法第243条の３第２項の規定により、令和７事業年度株式会社伊達観光物産公社事業計画及び予算を別紙のとおり報告する。

令和７年９月９日提出

伊達市長　堀　井　敬　太

別紙

令和７事業年度株式会社伊達観光物産公社事業計画

令和７事業年度株式会社伊達観光物産公社事業計画を下記のとおり定める。

１．令和７年事業計画

伊達市より受託している伊達市観光物産館、だて歴史の杜カルチャーセンター及びだて歴史文化ミュージアムの指定管理者として運営管理を誠実かつ適切に実施し、各施設の設置目的や役割を把握した上で効率的かつ効果的な事業を展開していくとともに、それぞれの施設を連携させ「だて歴史の杜」エリアへの集客増を目指す。

特に、中核施設である伊達市観光物産館においては、地場産品等の宣伝、販売及び本市の情報を積極的に発信し、地域経済の活性化に寄与するよう管理運営に取り組む。

更に、伊達市噴火湾文化研究所管理及び絵画教室等事業、移住・定住・市民活動推進事業についても、業務委託仕様書に基づき誠実に取り組んでいく。

２．事業展開

株式会社伊達観光物産公社は、本年度は主に以下の事業を展開する。

(1)　伊達市観光物産館、だて歴史の杜カルチャーセンター及びだて歴史文化ミュージアムの指定管理業務

(2)　伊達市噴火湾文化研究所の管理及び絵画教室等事業の実施

(3)　移住・定住・市民活動推進事業の実施

(4)　地場産品等の展示及び販売

(5)　各種イベントの企画立案及び実施

３．事業収益

伊達市観光物産館の開業13年目に当たる令和６年４月～令和７年３月期は、景気の回復や経済活動の活発化、物価の上昇等により、売上げ及び来館者数は、コロナ禍前の状況まで回復した。

開業14年目を迎える本年度は、野菜類や地場産品及び近隣地域などの加工品について品揃えの充実及び品質の向上に努め、リピーターの増加を目指すとともに、より多くの方々に伊達野菜を知っていただけるよう努める。

だて歴史の杜カルチャーセンター及びだて歴史文化ミュージアムについては、市民の憩いの場として、また、本市の芸術・文化活動の拠点施設としての役割を果たしていくよう各事業に取り組むとともに、光熱水費、資材費等の価格が高騰しているため、より効率的な運営に努める。

伊達市噴火湾文化研究所については、美術教育の場として、利用者がのびのびと学習し、創作活動に取り組める環境を提供していく。

移住・定住・市民活動推進事業については、従来からの移住定住の窓口と市民活動団体の支援を継続しながら、自治会活動の支援にも取り組む。

詳細は別紙予算のとおり。

令和７事業年度株式会社伊達観光物産公社予算

（総則）
第１条　令和７事業年度株式会社伊達観光物産公社予算は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）
第２条　収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入	
第１款　営業収益	990,259 千円
第１項　商品等売上	742,300 千円
第２項　指定管理料等	236,787 千円
第３項　その他	11,172 千円
第２款　営業外収益	14,890 千円
第１項　資産等運用収入	0 千円
第２項　その他収入	14,890 千円
収入合計	1,005,149 千円

支出	
第１款　売上原価	574,700 千円
第１項　商品等売上原価	574,700 千円
第２款　販売費及び一般管理費	430,449 千円
第１項　広告宣伝費	1,190 千円
第２項　委託費	74,492 千円
第３項　諸謝金	2,782 千円
第４項　役員報酬	16,380 千円
第５項　給与手当	150,598 千円
第６項　福利厚生費	33,226 千円
第７項　減価償却費	2,832 千円
第８項　消耗品費	11,600 千円
第９項　水道光熱費	53,130 千円
第10項　手数料	8,381 千円
第11項　通信運搬費	9,689 千円
第12項　備品購入費	3,950 千円
第13項　工事請負費	0 千円
第14項　その他経費	60,289 千円
第15項　雑費	1,910 千円
第３款　営業外費用	0 千円
第１項　支払利息等	0 千円
支出合計	1,005,149 千円

（資本的収入及び支出）
第３条　資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入	
第１款　資本的収入	10,000 千円
第１項　借入金	10,000 千円
第１目　伊達市観光物産館備品購入	10,000 千円
収入合計	10,000 千円

支出	
第１款　資本的支出	10,000 千円
第１項　地場産品販売事業	10,000 千円
第１目　伊達市観光物産館備品購入	10,000 千円
第２目　伊達市観光物産館工事費	0 千円
第２項　借入金償還金	0 千円
支出合計	10,000 千円

（借入金）
第４条　借入金限度額は、100,000千円と定める。

報告第３号

令和６年度伊達市一般会計継続費精算報告書について

令和６年度伊達市一般会計継続費精算報告書を別紙のとおり調製したので、地方自治法施行令第１４５条第２項の規定により報告する。

令和７年９月９日提出

伊達市長　堀　井　敬　太

別　紙

令和６年度伊達市一般会計継続費精算報告書

（単位：円）

款	項	事業名	年度	全体計画					実績					比較				
				年割額	左の財源内訳				支出済額	左の財源内訳				年割額と支出済額の差	左の財源内訳			
					特定財源			一般財源		特定財源			一般財源		特定財源			一般財源
					国・道支出金	地方債	その他			国・道支出金	地方債	その他			国・道支出金	地方債	その他	
教育費	小学校費	伊達小学校校舎改築事業	R3	1,151,014,000	245,296,000	807,700,000	0	98,018,000	94,600,000	0	0	0	94,600,000	1,056,414,000	245,296,000	807,700,000	0	3,418,000
			R4	1,097,475,000	273,664,000	729,700,000	0	94,111,000	999,259,470	269,022,000	658,800,000	0	71,437,470	98,215,530	4,642,000	70,900,000	0	22,673,530
			R5	392,645,000	140,602,000	211,500,000	12,086,000	28,457,000	1,080,700,310	318,436,000	643,200,000	12,086,000	106,978,310	△ 688,055,310	△ 177,834,000	△ 431,700,000	0	△ 78,521,310
			R6	200,000,000	0	0	200,000,000	0	365,946,170	55,429,000	98,700,000	187,572,000	24,245,170	△ 165,946,170	△ 55,429,000	△ 98,700,000	12,428,000	△ 24,245,170
			計	2,841,134,000	659,562,000	1,748,900,000	212,086,000	220,586,000	2,540,505,950	642,887,000	1,400,700,000	199,658,000	297,260,950	300,628,050	16,675,000	348,200,000	12,428,000	△ 76,674,950

報告第４号

健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び第22条第１項の規定により、令和６年度決算に基づく健全化判断比率並びに水道事業会計、簡易水道事業会計及び公共下水道事業会計の令和６年度決算に基づく資金不足比率を監査委員の意見を付して報告する。

記

健全化判断比率		早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	－（%）	13.15（%）	20.00（%）
連結実質赤字比率	－（%）	18.15（%）	30.00（%）
実質公債費比率	5.4（%）	25.0（%）	35.0（%）
将来負担比率	－（%）	350.0（%）	

資金不足比率		経営健全化基準
水道事業会計	－（%）	20.0（%）
簡易水道事業会計	－（%）	20.0（%）
公共下水道事業会計	－（%）	20.0（%）

※　各比率の「－（%）」は、赤字、将来負担比率又は資金不足がないことを表す。

令和７年９月９日提出

伊達市長　堀　井　敬　太

報告４－２

北海道伊達市

令和6年度決算に基づく健全化判断比率等の状況
（令和7年度公表値）

健全化判断比率一覧	
実質赤字比率	－％
連結実質赤字比率	－％
実質公債費比率	5.4%
将来負担比率	－％

資金不足比率一覧	
水道事業会計	－％
簡易水道事業会計	－％
公共下水道事業会計	－％

実質赤字比率

区分	決算額
繰上充用額 ①	0
支払繰延額 ②	0
事業繰越額 ③	0
標準財政規模 ④	11,248,316
実質赤字比率（(①＋②＋③)／④）	－％

連結実質赤字比率

区分		決算額	(参考)分母比
実質収支		738,204	6.6%
一般会計等		713,287	6.3%
一般会計	(1)	713,287	6.3%
霊園特別会計	(2)	0	0.0%
その他特別会計		24,917	0.2%
国民健康保険特別会計	(3)	847	0.0%
介護保険特別会計	(4)	6,564	0.1%
後期高齢者医療特別会計	(5)	17,506	0.2%
老人保健特別会計	(6)	0	0.0%
資金の不足額又は資金の余剰額		1,315,751	11.7%
法適用事業		1,315,751	11.7%
水道事業会計	(7)	1,248,183	11.1%
簡易水道事業会計	(8)	26,700	0.2%
公共下水道事業会計	(9)	40,868	0.4%
連結実質赤字額((1)～(9)の計)	A	0	2,053,955
標準財政規模	B	11,248,316	(参考)黒字額
連結実質赤字比率	(A/B×100)	－％	18.26%
※ 連結実質赤字額は、赤字の場合は正数、黒字の場合は0と表示			(参考)黒字率

資金不足比率

会計名	資金不足額(い)	事業の規模(ろ)	(い)/(ろ)×100	(参考)分母比
水道事業会計	0	476,654	－％	261.9%
簡易水道事業会計	0	49,060	－％	54.4%
公共下水道事業会計	0	719,742	－％	5.7%

実質公債費比率

区分		R4決算額	R5決算額	R6決算額
分子 公債費充当一般財源等額（繰上償還額、公営企業債償還額及び満期一括地方債の元金にかかるものを除く。）	ア	1,913,498	1,768,425	1,798,710
満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還額に相当するもの（年度割相当額）等	イ	0	0	0
公営企業債の償還の財源に充てたと認められる繰出金	ウ	127,481	152,732	191,924
一部事務組合等の起こした地方債の償還の財源に充てたと認められる補助金又は負担金	エ	33,622	28,284	23,984
債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの	オ	21,703	19,779	16,387
一時借入金の利子	カ	0	0	0
災害復旧費等に係る基準財政需要額	キ	1,237,790	1,145,607	1,078,577
事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費	ク	360,378	334,560	322,380
密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金	ケ	11,459	13,128	13,900
小 計（(ア～カの計)－(キ～ケの計)）	コ	486,677	475,925	616,148
分母 標準財政規模	サ	11,045,121	11,022,320	11,248,316
(キ～ケ)の計	シ	1,609,627	1,493,295	1,414,857
小 計（サーシ）	ス	9,435,494	9,529,025	9,833,459
単年度実質公債費比率（コ／ス×100）		5.2%	5.0%	6.3%
実質公債費比率（３ヶ年平均）				5.4%

将来負担比率

区分		決算額（千円）
将来負担額 R6年度末一般会計等の地方債現在高	a	18,057,276
債務負担行為に基づく支出予定額	b	60,750
一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に対する一般会計等の負担見込額	c	1,382,354
一部事務組合等の地方債の元金償還に対する負担見込額	d	140,712
退職手当支給予定額のうち一般会計等負担見込額	e	1,852,081
設立法人の債務等に対する一般会計等負担見込額	f	0
連結実質赤字額	g	0
一部事務組合等の連結実質赤字額相当額のうち当該団体の一般会計等の負担見込額	h	0
R6年度末の充当可能基金現在高	i	8,770,754
特定の歳入見込額	j	2,292,721
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	k	13,360,579
小 計（将来負担額(a～hまでの計)－(i～kまでの計)）	l	−2,930,881
標準財政規模	m	11,248,316
災害復旧費等に係る基準財政需要額	n	1,078,577
事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費	o	322,380
密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金	p	13,900
小 計（m－(n～pまでの計)）	q	9,833,459
将来負担比率（l／q×100）		－

備考

※ この表における金額にかかるものの単位はすべて千円である。
※ 標準財政規模には、臨時財政対策債発行可能額(R6年度は29,660)を含む。
※ 伊達市における各比率の基準値は次のとおりである。
（α＝早期健全化基準、β＝財政再生基準、γ＝経営健全化基準）

	α	β	γ
実質赤字比率	13.15%	20.00%	―
連結実質赤字比率	18.15%	30.00%	―
実質公債費比率	25.0%	35.0%	―
将来負担比率	350.0%	―	―
資金不足比率	―	―	20.0%